

○ふくおか県央環境広域施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例

〔平成31年4月1日〕
〔条例第8号〕

改正 令和5年3月1日条例第1号

(設置)

第1条 ふくおか県央環境広域施設組合の情報公開及び個人情報保護制度の適正な運営を図るため、ふくおか県央環境広域施設組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) ふくおか県央環境広域施設組合情報公開条例（平成31年条例第6号）第11条若しくはふくおか県央環境広域施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）第8条の規定により諮問された事案につき審査し、又は調査審議すること。
- (2) 情報公開及び個人情報保護に関する事項について検討し、実施機関（組合長、議会及び監査委員をいう。以下同じ。）に意見を述べること。
- (3) 情報公開及び個人情報保護制度の運営に関して建議すること。

(組織)

第3条 審査会は、組合長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び職務代理人)

第5条 審査会に、会長を置く。

2 会長は、委員のうちから互選する。

- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の非公開)

第7条 審査会の会議は、公開しない。

(調査権限)

第8条 審査会は、第2条に規定する所掌事務を行うために必要があるときは、審査請求人、実施機関に属する職員その他関係者（以下「審査請求人等」という。）に対して出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求め、その他必要な調査を行うことができる。

- 2 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(答申)

第9条 審査会は、第2条第1項第1号の諮問を受けたときは、当該諮問のあった日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対し答申しなければならない。

- 2 審査会は、前項の答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第 11 条 審査会の庶務は、主管係において行う。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この条例の施行後最初に開かれる審査会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、組合長が招集する。

附 則 (令和 5 年 3 月 1 日条例第 1 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項及び附則第 5 項の規定は、公布の日から施行する。